瑞宝双光章を授けられる（各通）　高見　孝信　田畑　忠司　西本　勝昭
森岡　慶彰　安田　敏明
瑞宝双光章を授けられる（各通）　石丸　弘志　小河内　伍
柴田喜久男　村尾　昭義
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上五月二十二日）　沓沢　尚之
瑞宝小綬章を授けられる　大西　敏男　菊井　靜男　白井　正雄
坂野　照夫　細川　裕二　越後　衛　堂後　陽輔　永瀬　和雄
瑞宝双光章を授けられる（各通）　川崎　和人　氏田　京藏　大林　敦夫
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上五月二十三日）　山下　央郎
瑞宝小綬章を授けられる（各通）　丹呉　重雄　両角　良彦
（香川県警察本部）　川井　忠和　黒津　勝嘉　中川　元春
瑞宝双光章を授けられる（各通）　杉山　三郎　竹安　正雄　中尾　勝英
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上五月二十四日）　永山　寛雄　木佐貫春俊　阪上　増子　清壽三
瑞宝双光章を授けられる（各通）（五月二十五日）　若林　憲明　美
瑞宝小綬章を授けられる　今村　健藏　藤井　基美子
瑞宝双光章を授けられる（各通）　江口　定男　新川　永生
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上五月二十六日）　田中　義人
（国立大学法人職員）
瑞宝中綬章を授けられる（五月二十七日）　若林　三男
瑞宝単光章を授けられる（五月二十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月二十五日クロアチア国の国祭日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、六月二十五日スロベニア国の国祭日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

公　告

諸　事　項

押収物還付公告の一部取消

久喜区検察庁検察官

平成20年６月２日付け官報（本紙第4840号）12頁２段掲載平成20年検第3723、3724号住居侵入被疑事件（平成20年領第764号）に係る押収物還付公告の下記部分を取り消す。

記

1．普通乗用自動車１台「受還付人サコ・コビアン」。12．鍵１本「受還付人サコ・コビアン」

工 場 財 団

神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12新川崎三井ビルディング**不二サッシ株式会社**の工場財団に大阪府高槻市下田部町二丁目170番地４不二サッシ株式会社大阪工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年６月 28 日　大阪法務局北大阪支局

大分県臼杵市大字板知屋１番地12**株式会社臼杵造船所**の工場財団に大分県臼杵市大字板知屋字大寺浦１番地12株式会社臼杵造船所臼杵工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年６月 28 日

大分地方法務局臼杵支局

貸金業者に対する登録取消し処分の公告

下記貸金業者に対して、貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の６の４第１項第２号の規定に基づき、平成22年６月17日登録取消し処分を行った。

平成 22 年６月 28 日

福岡財務支局長　上野　善晴

記

1．商号　株式会社ちとせ通商
2．代表者　吉田　　洋
3．主たる営業所等の所在地　福岡県北九州市小倉北区片野一丁目１番48号リビオン片野101号
4．登録番号　福岡財務支局長⑷第00142号
5．登録年月日　平成21年８月11日

証　　票　　無　　効

証　　票　　名	証票番号	亡失年月日	亡失者所属官職氏名
徴収職員証票 収入官吏章 歳入歳出外現金出納官吏章	第337号	平成22年５月28日	鹿児島労働局総務部労働保険徴収室 厚生労働事務官　渡邊　正一
労働保険検査証	第247号		

上記のとおり、証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以後無効とする。

平成 22 年６月 28 日　厚 生 労 働 省

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年６月 28 日

東北地方整備局長　青山　俊行

1　処分をした年月日　平成22年６月14日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社平野組　須田　光宏　岩手県一関市竹山町６－４　国土交通大臣許可（特―19）第1434号、宮城建設株式会社　宮城　政章　岩手県久慈市新中の橋４－35－３　国土交通大臣許可（特―17）第7605号、株式会社佐々木組　佐々木一嘉　岩手県一関市山目字中野140－５　国土交通大臣許可（般・特―18）第651号、高惣建設株式会社　髙橋　健二　岩手県奥州市水沢区花園町１－１－７　国土交通大臣許可（般・特―18）第8148号、佐藤建設工業株式会社　米田　芳廣　岩手県二戸市金田一字八ッ長88―13　国土交通大臣許可（特―17・20）第9236号、株式会社中舘建設　中舘　　眞　岩手県二戸市堀野字馬場50　国土交通大臣許可（般・特―18）第8325号、株式会社佐賀組　金野　辰雄　岩手県大船渡市盛町字田中島27―１　国土交通大臣許可(般・特―19)第10017号、菱和建設株式会社　及川　　力　岩手県盛岡市みたけ１－６－30　国土交通大臣許可（特―18）第881号、株式会社丹野組　丹野　明法　岩手県二戸市福岡字中村20　国土交通大臣許可（特―22）第4578号、株式会社山長建設　山﨑　和雄　岩手県釜石市大只越町１－２－15　国土交通大臣許可（特―20）第17884号、株式会社中央コーポレーション　佐々木史昭　岩手県花巻市東宮野目11―５　国土交通大臣許可（般・特―20）第20178号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

岩手県における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年６月29日から平成22年７月13日までの15日間